

フランス革命期ルアン民衆協会の行動原理

——地方における革命政治の実態——

高橋 暁 生

はじめに

一七八九年に起きたフランス革命は、統一された国民国家を志向する革命であった。そして、政治制度、経済、文化、社会的な面での中央集権化のために政府の手足となったのが、パリのジャコバン・クラブを中心にして形成され、恐怖政治期に入り爆発的に増大した全国六〇〇〇を超える民衆協会である。

革命期民衆協会の研究史は膨大である。すでに古典となった感のあるブリントンやカルドナルの研究⁽²⁾、そして一九八〇年代に出されたケネディの研究⁽³⁾は、民衆協会と⁽¹⁾いう組織を全体の枠組みでとらえるためには不可欠の文献であるが、近年になり、より地方的立場からの研究

も多数なされている⁽⁴⁾。

本稿でおおまかな枠組みとなるオート・ノルマンディ地方は、全国的に見ても民衆協会の数が多く、セーヌ・アンフェリユール県、ウール県あわせて二八〇あまりに上る地域である。この地域の革命史研究の先駆者クロード・マゾリック⁽⁵⁾の教えを受けたダニエル・パンゲが、この地方の協会数の多さ、密度の高さに注目していくつかの研究成果をあげてきた⁽⁶⁾。彼女の一贯した研究対象は、ジャコバン独裁期における地方の革命の「急進化」であり、地方政治の中央集権化をもたらした組織として民衆協会をとりあげ、ル・アーヴル、モンティヴィリエ、ルアン、エヴルーなどといった主要都市に存在した民衆協会と、これらの協会の指導によって主に一七九二年九月から一

七九四年前半にかけて作られた中小市町村の協会との政治的な「主従関係」を明らかにし、これら「政治党派の萌芽」とも言うべき民衆協会それぞれが、各地域において「ジャコバン党の決定機関」として機能したと主張する。⁽⁷⁾

彼女の研究はたいへん実証的であり、調査も網羅的であるため参照すべき点が多いが、にもかかわらず問題がないわけではない。パンゲは地方民衆協会の急進化もしくは中央集権化を言うのだが、この急進化の過程と実際についての詳細な検討が十分ではないのである。共和二年における民衆協会設置数の爆発的增加や一七九三年六月の連邦主義者の反乱の検討は、急進化の実態への言及ともとれよう。⁽⁸⁾しかし、特に共和二年に民衆協会が「ジャコバン党の決定機関」として機能したと言うなら、何よりも協会そのものが持った政治的態度とその変遷の分析が不可欠となる。パンゲの研究自体がこの地方全体の民衆協会組織網の分析であったため、実態を検討するという観点が徹底されていないのは避けられないことかもしれないが、民衆協会の政治的態度の変遷こそ、パンゲの言う「急進化」の過程であって、少なくとも先に挙

げたこの地方の主要都市に関しては、その考察を十分に行うべきではないのか。⁽⁹⁾

ところで、組織上の中央集権化を明らかにする一方で、パンゲは慎重にも次のように述べている。「……実践、そして束ねられた網の目のイメージを確信させるイデオロギー、この二つのレヴェルにおいて、一体性が支配していたのか?……逆に、諸協会の持つ政治的な色合いの中に、ある非常に大きな多様性……が存在し、この(一体性という)シェーマを打ち砕いてしまふのだ。」⁽¹⁰⁾ある地方・地域で示される政治的な方向性や傾向は、中央の政治動向の影響を受けつつも、高遠なイデオロギーや理想と同時に、地域的な特殊性が強く作用した多様な背景・要因の複合の結果であって、当然のことではあるが、パリにおける革命の創始と、地方におけるその受容という相互関係に注目する必要がある。そのためにはまず民衆協会が有した政治的な方向性を具体層においてとらえ、その特質をつかむことから始めねばなるまい。その結果、なぜそういった特質を持つに至ったのか、そしてもし民衆協会が組織上・制度上だけでなく、少なくともその表面上の行動という点で中央集権的な「政治党派」

であったなら、なぜこの革命期において、はじめてとい
ってよいほど強力な中央集権的組織が登場し得たのか
が問われなければならない。

もちろん本稿においてこれらの問題を総合的に扱うこ
とは不可能である。そこで以下では、オート・ノルマン
ディ地方において、アンシャン・レジーム期から主導的
立場を維持していたルアンを対象とし、⁽¹⁾まずはこの都市
の民衆協会の政治的特質とその行動原理を、議事
録を基本史料として検討したい。⁽²⁾ただし本論では、特に
一七九三年五月末から六月のパリの議会における大きな
事件と、それに続くいわゆる「連邦主義者の反乱」に対
する協会の反応を中心的な対象とする。これは、この事
件こそルアン民衆協会が恐怖政治へと邁進する決定的な
転換点であり、同時にこの協会が中央政府の動向との関
連で一貫して見せる政治的特質が如実に現れているから
である。そして、論考をすすめる過程でそれ以前の、あ
るいはそれ以降の諸事件をとりあげていきたい。

一 一七九三年六月の論争

一七九三年六月二日、この年の春以降続いていた抗争

と混乱の結果として、パリのセクション民衆による国民
公会への圧力とジロンド派議員二十九名の逮捕という事
態が勃発する。この事件を契機に公会では、少なくとも
その端緒においてパリ民衆をその勢力の背景としたモン
ターニュ派が、後の独裁を決定的にしと言ってよい。
一方この事件の後、ジロンド派議員の多くが各地方へ散
らばり、トゥーロン、マルセイユ、ボルドー、リヨン、
そしてカンなどの各都市でいわゆる「連邦主義者の
反乱」⁽³⁾が引き起こされる。

これら一連の混乱に対し、ルアン民衆協会はどのよう
な立場をとっていたのだろうか。まず、ジロンド派逮捕
の知らせがまだ伝わっていない六月二日付の議事録⁽⁴⁾を見
ることから始めよう。

「パリと他の地域の時事報告が行われ、続いて国民公
会に請願書を送んだ協会のビニオン兄とアラヌデール
からの書簡が読まれた。ウドゥリーヌが発言し、特別
会議⁽⁵⁾で公会宛の請願書に対しなされた嫌疑について反論
した。ポレはこの問題について意見を述べた。ビニオン
弟はポレに反論を行い、カレもウドゥリーヌを支持する
発言をした。……次にデクロワジルが発言を求め、国民

公会における最近の混乱⁽¹⁶⁾を引き起こした原因について詳説した。そして、すべての良きフランス人に、無政府状態を防ぐために団結し法を尊重せよと呼びかけた。さもなくば国家は存在し得ないと。この発言を印刷することを幾人かのメンバーが要請した。ラミーヌが発言し、パリの良き市民への請願を提案し、支持された。ラミーヌの意見にビニョン弟が賛同し、これをさらに発展させ、パリの良き市民は公会を尊重して、パリに存在する破壊分子にも尊重させるよう要求した。ポレとイヴェルネもこの請願に賛同する。ティエッセは、満場の拍手で迎えられて演壇に立ち、二人の委員を任命して各行政機関に送り、公会を守護するためにかねてより協会が要請してきた衛兵を召集するよう促すことを提案した。」

冒頭に登場する「請願書」は、五月二十六日付の『ルアン新聞』にその一部が掲載されている。

「共和主義者による徳の支配は、犯罪によってはもたられないということを、法の剣によって殺人や殺戮の宣教師達に教えるときなのだ。……我々はその統一性において、国民公会の自由を尊重することを誓う。それは、何らかの攻撃が、我々の代表者の誰かもしくは全員の持

つ人格や意見の安全性に対して加えられることがないという条件付きであるが。我々にとっては党派も徒党も陣営もないのであって、国民議会は共和国と同じように唯一不可分でなければならないのだ。」⁽¹⁷⁾この請願書は、二十六日と二十七日に市民の署名が協会議場で実施され、二十七日と二十八日に県とデストリクトに送付され賛同を受ける。そして三十日には協会からの派遣委員ビニョン兄とアラヌデルによって国民公会で読み上げられるのだが、六月二日の議事、そしてこの請願書で示されている方向性は明らかであろう。公会内の抗争と混乱に危惧の念を抱き、公会に圧力をかけるパリ民衆を警戒しているのだ。二日の冒頭でウドゥリーヌが触れた請願書への「嫌疑」とは、将来、恐怖政治期に協会のヘゲモニーを握ることになるポレによってなされたものだが、ポレはこの請願書が「闇の中で作成された」と批判する。そして、ルアンの革命史を詳細に追った歴史家クレランブレは、おそらくこのポレの発言を根拠に、この請願書が「一部穏健派」によるものとしている。⁽¹⁸⁾また六月二日の議事に関しても、半ば意図的に協会内に党派対立が存在したかのように述べる。⁽¹⁹⁾しかし、請願書の計画がされ

た五月二十三日の会議は公開で行われているのだし、⁽²⁰⁾ボレはこの後すぐに協会全体の意志で懲罰処分を受けている。この請願書への署名者、五月末、そして六月二日の会議の様子、さらに請願書計画の中心人物の一人アラヌデールが、六月二日の選挙で新たに協会議長として信任を得ていることなどからすれば、⁽²¹⁾この請願書こそこの時点における民衆協会の総意と考えられる。ティエッセが発言した、公会を守るために兵を送るという議論は、実際にパリに進軍し、パリの軍と衝突することになるカン「フェデラリスト」たちにも似た論法である。⁽²²⁾公会内の党派抗争への非難と「代表者の安全性」に対する危惧という点で、協会員の心情はほぼ一致していたのだ。少なくともこの時点の協会内に、「穏健派」と「モンターニュ派」の党派抗争を持ち込むのは、適当ではない。ジロンド派逮捕のニュースが伝わる以前の協会の持っていた政治的な方向性は、これ以外にも確認することができる。たとえば四月十三日には、内務大臣ロランに向けられた誹謗中傷を批判し、彼を擁護する立場に立っているし、翌十四日には、公会に対し「悲痛なまでの喧噪に、良き市民たちを巻き込まずに、憲法と、諸法律に敏

意を払」うことを要求しているのである。しかし、二日の事件の模様が伝わると、協会の方向性は徐々に変化を見せ始める。

六日の会議ではジロンド派を追放した国民公会とパリのコミューンを批判したニームからの書簡が冒頭で読み上げられ、また先の請願書を公会で報告したビニョン兄とアラヌデールが帰還し、次のように述べている。「諸君はミルトンによる天国の描写をご存じだろうか。そこでミルトンが地獄であると表現したものすら、われわれが国民公会で眼にしたものには及ばないだろう。」⁽²³⁾この日は、依然として民衆協会は公会のとった措置に対し批判的な姿勢を持っていると言ってよからう。また注目すべき点として、以上のような議論の中で初めて一人の協会員が、「パリのジャコバンと提携関係を解消するか否か」という問題を提起している。一連の事件への協会としての対応、すなわち公会への批判あるいは賛意が、必然的にジャコバン・クラブとの関係に影響を与えるということを、協会員は少なくともこの日、自覚するのである。次に九日の会議の様子を見てみよう。

この日はまず、国民公会の措置に批判的なマルセイユ

とアランソンの協会からの書簡が読み上げられ、返答することを決めて⁽²⁴⁾いる。またパリからの「各県の同胞にあってた誓願」が非難を浴びるなど、公会の措置への批判が依然として見られる一方で、ジロンド派議員約二十名を追放することを求めた「オゼールの市民からの書簡」については「熱気のもった長い議論」が交わされ、またラミーヌが先の請願書の作成手続きを批判するなど、この日になって意見が割れてきたことがわかる。

次の十三日の会議では、「連邦主義者の反乱」に関する議論が本格的に登場する。この日の議事録に発言記録が残っている五人うち二人は、パリに進軍し「国民公会の秩序を回復」し、「自由の喪失」状態を解消しようとするカンの動きに賛意を示し、別の二人は「団結」の必要性を示し、この動きに対し「反革命的」と断言している。運動に賛意を示した発言者が妨害を受けることはあるものの、この問題に関しては、意見は割れていると言えよう。そして最後に、五番目の発言者が次のように述べた。「ジャコバンに関するこの問題の議論は、公開会議において行われるべきだ。」やはりここでも、パリへの進軍が直接ジャコバン・クラブとの関係に影響するこ

とが認識されたのだ。そしてこれ以降、議論の対象はクラブとの関係をどうするのかという問題に集中する。

注目すべきは次の十六日の会議である。この日の議事録からは、十四日あるいは十五日の特別会議で、パリのジャコバン・クラブとの「提携関係の断絶」が決議されたことがわかる。十四日に協会内の「断絶」賛成派が集まって、十三日の議事録のうち、「ジャコバンに関する議論は公開で……行う」と記述された箇所を抹消⁽²⁵⁾し、その日かその翌日に「断絶」を決定し、その旨を伝える書簡をクラブに送付⁽²⁶⁾したのである。一般傍聴を認める公開会議と異なり、本来協会員のみが集まって開かれる特別会議は、全会員にその開催が知らされるのだが、後の展開から見ると、問題の会議はおそらく一部のメンバーのみが出席して開かれたのだ。⁽²⁷⁾しかし、すでにこの十六日の時点で、ジャコバン・クラブとの提携関係を解消しようとする人々が、協会全体では劣勢であったことを見取ることができる。第一、第二の発言者は「断絶」反対派であるし、第三の発言者は賛成派であるが猛烈な妨害にあい、発言を中断している。第四の発言者は「断絶」決定を「危険で不手際」と断じているし、ジャコバン・

クラブへ「提携維持」を表明した書簡を送付すべきと述べ、さらにフェデリリストの運動に対し非難声明を出したセーヌ・アンフェリュール県の行動を「賢明で用心深い」と賞賛する。次の発言者ロベールは、ジロンド派議員が「自らポストを捨てた」として、追放という事実を隠蔽し、国民公会との団結がもたらす「恩恵」について述べ、やはりクラブとの連携を主張すると同時に、フェデリリスムを「危険」と断言する。このように大勢として、提携維持派が優位を占めていたことは明らかである。日付を進めてみよう。

翌十七日、そして二十三日の公開会議でも、「提携関係の断絶」決議の撤回という点では多くの協会員がこれを支持している。両日ともいくらかの不協和音は存在するが、民衆協会全体として選択しようとしている方向は、この段階ですでに明らかである。提携維持派の論客ロベールは、「断絶は政治的愚策であり、危険だということ」を証明しようとし、慎重であろうとするなら、連帯の維持こそ必要だと主張した。そして、断絶を宣言した決議の差し戻しと、この事実をジャコバンにあらかじめ知ってもらおうべく書簡を送ることを結論として述べている。

では、一連の議論に終止符を打った二十四日の公開会議の特質をまとめてみよう。

まずなによりも注目すべきは、冒頭で会議における発言者の名を隠すことが提案、即承認されたという事実である。ここからジャコバン・クラブや国民公会に対する何らかの恐れを読みとることもできようし、少なくともこの措置が、協会員に自由な発言を可能にするためであったろうことは容易に想像できる。この決定事項は幸運にも書記ガマルによって破られ、名前は欄外に記載されている。この日「断絶」を支持する発言者はコードゥロン（五月二十六日の請願書作成時の議長）だけだが、彼の主張の根拠は明確であり、ある一定の政治的信条を伺うことができる。彼は「現在の」という言葉を繰り返して使い、過去において「自由」の創始者であったジャコバン・クラブとの質的な相違を指摘し、「関係は無益なものになっている」と断言する。一方、提携維持派は、ジャコバンこそ革命の奉仕者、守護者であると述べ、クラブに対する賞賛を惜しまない。ただ政治的に明確な主張を述べるのは、維持派の発言者七名のうち、ルノルマンとボレの二人だけであり、他の発言者の主張は、「断

絶」が「我々に対する新たな嫌疑を招く」とか「敵を作る」などという議論であることも指摘しておきたい。ともかくもこの日、大多数の賛成をもって「断絶」撤回が決定し、一ヶ月あまりに及ぶ議論に終止符が打たれるのだが、まずはこの後の経緯を簡単に紹介する。

まず二十七日の会議では、二十四日の決定の再確認が行われており、すでにジャコバン・クラブに対し提携維持を表明する書簡が送付されたことが報告され、さらにこれを印刷し全国の民衆協会に送付することが決定している。二十九日には、断絶を決定した協会に反対して退会したメンバーの復帰が認められている。また五月三十一日以来の出来事に対して国民公会がとった行動を賞賛するなど、好意的なアピールも欠かさない。一方翌三十日の会議では、この六月の論争の結果生み出されたと思われる退会者が報告されている。

二 ルアン民衆協会の行動原理

この六月の論争に関して第一に指摘すべきは、ルアン民衆協会の明らかな論調の転換である。五月二十六日の請願書では、明確に議員の身の安全を保障することを述

べており、六月二日の議論を見る限りこれはほぼ一致した協会の総意と取ることができよう。ところが、ジロンド派の追放を公式に国民公会が宣言したことが伝わると、協会は分裂の様相を見せ始める。すでに六月九日、その内容に同意してはたはずのラミーヌが、請願書批判を行う。十三日には、「連邦主義者の反乱」にどのような対応をするかという問題で意見が割れるようになり、さらにこの問題とジャコバン・クラブとの提携関係とが結びつけて考えられるようになる。翌十四日、あるいは十五日には提携関係の「断絶」を決議し、その旨をジャコバン・クラブに通達することになるのだが、これは一部の協会員が特別会議で決定したことであって、後の激しい議論からもわかるとおり、協会の総意として承認を受けただけではなかった。むしろこの早まった独断専行が、後の議論の方向を決定づけたとも言えるかもしれない。この後四日間にわたり継続審議が行われ、最終的には圧倒的多数でジャコバン・クラブとの「断絶」決議が撤回される。そして五月三十一日、六月二日の国民公会の行動を逆に賞賛するのである。このように見ると、当初は「我々の代表者」を暴力によって脅かしていた動きに反

発していた協会員も、ジロンド派が実際に追放され、公会の大勢が決した後は、むしろ公会とジャコバン・クラブに追従する傾向を見せるようになる。

さらに指摘しておきたいのは、議事録を読む限りにおいて、この追従が何らかの明確な政治信条に基づいていたというよりは、何かを恐れつつ行われたように見えることである。民衆協会員は、「慎重に」「賢明に」「用心深く」行動する必要がある、ジャコバン・クラブとの「団結」をやめ、国民公会と対立することは、「危険」で「不手際」で「政治的愚策」であり、「恩恵」を失い、余計な「嫌疑」を招き「敵を作る」ことになる恐れがあったのだ。なにより、重要な決定を下すことが予想された二十四日の議事において、発言者の名前を伏すことが全員一致で承認されたという事実からは、協会員が何かを恐れてクラブ、国民公会、あるいはパリの動向に対応していたことが推察される。

このように中央政府に対し、それまで協会が持っていた立場を捨てて、ある場合には何かを恐れるように後から追従していくといった態度は、この時期に急に目立つようになったのではない。たとえば、王権の停止後、パ

リにおける八月十日事件の犠牲者を弔う集まりが二十三日にルアンで催されている。このとき議長であったランベール⁽²⁸⁾は、この集会の冒頭演説を行い、協会を代表して国王を批判し、他の協会員も次々と演壇に登り同様の演説を行うが、ほぼ一ヶ月前の七月十四日連盟祭の際も、同じ議長を擁する民衆協会は祭典を指導する立場で参加している。そこでは明らかに王権を支持しているばかりか、共和国を否定しさえしているのである。⁽²⁹⁾パリにおける六月二十日事件については、多くの協会員が国王への敬慕を表明している⁽³⁰⁾、そもそもパリではこの六月以来公然と聞かれる国王廃位の議論⁽³¹⁾がルアン民衆協会でも初めに触れられるのは、七月二十九日ジャコバン・クラブにおけるロベスピエールの演説や、パリ四十七セクションによる国王廃位請願書の支持など、パリにおける大勢がほぼ決したと言える、王権停止直前の八月五日になってからである。この段階では若干の不協和音はあるものの、廢位が正式に決定されると即座に「支持」で一致する。またその後、国王裁判の是非を巡って市内で引き起こされた一七九三年一月の「ルージュマール事件」⁽³²⁾では、国王裁判を否定する人々の調査・告発・逮捕という役割を

民衆協会は演じることになるのだが、そもそも協会で「国王ルイは裁かれるか」との問題提起が初めてなされるのは、前年の十一月七日に国民公会が立法委員会の審議を経て、裁判を肯定した後の十一日であるし、さらに裁判を肯定したのは、国王の秘密の扉が発見され事態が決定的となった後の二十二日のことである。やはりここでも協会の対応は事後追認というかたちをとっていることがわかる。

他にも事例を挙げてみよう。たとえばルアンは革命当初から「亡命者の隠れ家」という「汚名」を着せられてきた。そもそも政府自身もしり込みした亡命者対策が本格的に始動したのは、一七九二年四月八日の亡命者財産没収に関する法令からであろう。この後十月二十五日の法令で対策は頂点を迎えるが、このように一連の法令が出されても、ルアン民衆協会の対応は非常に鈍い。何らかの反応を示したと言えるのは十一月一日になってからであるが、この日決められたのは、亡命者の動産売却のため委員を任命するということだけである。ところが十一月十二日になって、パリの革命監視委員会から次のような回状が届き、議事で紹介される。

「……あらゆる動きを見張る疲れを知らぬ眼は、諸君を囲み、我々に人々の気持ちや物事の進み具合を知らせてくれるだろう。……次のことも忘れないで欲しい。すなわち、アリストクラートの精神が、いかに公共精神のかたちをとり、言葉で装っても、諸君に対する監視の眼はますます厳しく、容赦のないものになるといふことを。」⁽³⁴⁾

内容への反応は議事録上は皆無だが、十一月二十九日に市民に対して亡命者の追求と告発を行うよう呼びかけるなど、この後亡命者への対応が急に積極的になる。

このような「日和見主義的」な協会の態度も、一七九三年六月の論争を経た秋以降数度にわたり行われた協会内の「粛清」によって文字通り「純化」されるはずであった。その粛清規定からは、特に過去の行動において、様々な面で「モンターニュ派」的でなかった者に対しては厳しい措置が予想された。実際一七九四年七月までの間に加速度的にルアンの恐怖政治化が進んだように見え、⁽³⁵⁾派遣議員や一部協会員への指導に対する反対意見を聞くことはできなくなる。しかし、実態を検討するとこの粛清には曖昧な性格を読みとることができる。確かに協会員

としてあるいは行政官・司法官としてふさわしいかを問う粛清の中にはきわめて厳格な審査もあり、議場演壇につるし上げられた協会の憔悴しきった様と、それを責め立てる告発人やメンバーたちの様子はおぞましくさえ感じられるが、その一方で本来協会としての資格を失ってもおかしくない人物が、満場一致で承認される場合も多々ある⁽³⁶⁾。五月の請願書の作成者アラヌデル、同請願書への署名者プリュ・ドムやデクロワヅルなどのケースはその典型であるが、投獄された中心メンバーのロールが、「反革命容疑者」とされながらロベスピエール失脚以降まで協会員であり続けたことも注目に値しよう⁽³⁷⁾。

さらに協会は、革命祭典の指導や様々な「愛国的」行為については熱心に取り組むものの、いわば同じルアン市民を直接巻き込む告発・逮捕などの抑圧措置⁽³⁸⁾には、同様にきわめて曖昧な性格を見ることができ。共和二年のルアンにおける反革命容疑者について検討したフルーリは、はっきりと次のように述べている。「……ルアンの容疑者は彼が革命前に何者であったかということによって逮捕されるのであり、その後何をしたかということとはほとんど関係がない⁽³⁹⁾。」彼は、革命期の政治上の理

由によって逮捕された容疑者が少ないことを指摘し、逮捕されたのは「市民精神に反し、アリストラートの疑いがある」という表向き理由に隠された「亡命者の親族」であったと述べている。さらに一度逮捕されたり、粛清によって協会から除名処分を受けた場合でも、その後の本人やその近親者による弁明が民衆協会で実現すると、釈放されたり、協会に再入会したりする例も確認できる。確かに粛清規定や協会への入会規定、あるいは市民証明書の発行規定は、厳格な上、モンターニュ派的色彩が強い。しかし、協会が進める表面上の恐怖政治と実態としてのそれとの間には、明らかに乖離が存在する⁽⁴⁰⁾。

中央の動静をうかがいながら自らの方向性を決め、曖昧な要素を抱えつつも、少なくとも表面的には中央に従うという民衆協会の特質は、ロベスピエール派失脚の際、鮮明に現れる。一七九四年七月二十八日、協会の議場では、英雄バラとヴィアラをまつる祭典が行われていた。激かな祭典の合間には、「共和国万歳！」「国民公会万歳！」の声とともに「モンターニュ派万歳！」の声が議場に響いていた。ところが翌二十九日の議事で、一人の協会員からの書簡が読まれ、ロベスピエールらの失脚を

知るのである。すると協会は、さっそく「恐ろしい陰謀の発見」を行った国民公会とパリ民衆に対し、祝辞を述べる書簡を作成し、これを「メンバー全員一致で」支持するのである。

民衆協会の見事な変身ぶりをさらに明確に示すのは、ルアンの恐怖政治を主導してきた一部協会員への対応の変化である。たとえば、八月前半の議事録では、協会員ポレ、ラミーヌ、そして市長ピロンに対する非難を聞くことができる。⁽⁴¹⁾ポレは一七九三年六月の論争において、もっとも積極的にジャコバン・クラブとの提携維持を叫び、その後協会内のヘゲモニーを握り、監視委員会では中心的な役割を演じ、「最も信頼に値する人物」として協会員の資格審査の主査に指名されるような人物であった。しかし八月九日の議事では、協会が失格とした行政官を理由もなくかばったり、自分の父親が肉屋なので肉屋の保護にとめたなどと言われ、近く国民公会が新たな「デスポティスム」として告発する予定の「テロル」を積極的に推進した「専制主義者」とされてしまう。同様につるし上げられるラミーヌも、つい十日あまり前までは、「真の愛国者」「公共精神にあふれた人物」として

議事録で紹介されていたのである。結局この日の議事で、二人は「協会の信頼を失った」として除名処分を受ける。またもう一人の「愛国者」ピロンについて、一七九四年七月二十三日の議事録は「ルアン市民に貢献し続け、常に人民の指導者として、また行政官として、公民道徳を示してきた」と評している。しかし八月十日の会議では、テロルの責任者として糾弾されるのである。

ルアン民衆協会の政治的な特質、あるいはその急進化についてまとめると次のようになる。彼ら協会員は、中央政府の動向を注意深く観察し、情勢の変化に合わせ、自ら表面的な態度、政治的立場を手のひらを返すように変えていった。一七九三年六月の論争では確かにいくらかの抵抗を見たと言っただけで、協会にとって、いわば政治的な「変身」がもっとも苦しかった時期・事件であったかもしれない。しかしだからこそ、協会が持つこのような特質を鮮明に見て取ることができるのではない。多くの協会員が説得された提携維持派の発言には、確かな政治信条とは別に、中央政府に対し「慎重に」「用心深く」行動しようとする協会員の特質が見え隠れしている。民衆協会は、まさにこの論争を境として恐怖

政治へと邁進するように見える。この時期以降、ロベスピエールの失脚まで、何らかの問題に関して派遣議員と一部協会の言動に対する反対意見を聞くことはできなくなるし、まさに「モンタニヤール」の旗を掲げた協会は、行き過ぎには注意をしつつも、「一致団結して」革命の移植作業にあたるように見える。中央の意志は、少なくとも外見上は上意下達式に伝えられ、実行された。しかし、この傾向はなにも恐怖政治期についてのみ言えるわけではない。議事録を通して見れば、ルアン民衆協会は、聖職者民事基本法の時も、王権の停止、国王の裁判・処刑に対しても、亡命者関連の諸法律、あるいは最高価格令導入に関しても必ず事後に、中央に対し積極的に、ある場合には消極的に同調してきた。彼らはジャコバン・クラブ、あるいは国民公会が変質するのに合わせて自らが発する言葉をその都度選んでいったのである⁽⁴²⁾。言い換えれば、パリとの関係を最重要視することこそ、ルアン民衆協会が一貫して有した行動原理であった。

三 終わりに——課題と展望——

パリで口火を切り、その後も国民議会やジャコバン・

クラブ、あるいは各セクションなどから生産された事件や事象は、どのようにしてフランス革命たりえたのか。「パリの事件」が「フランス革命」へと物理的にも意味の上でも巨大化する過程を見る場合、中央に対する地方の関係を検討することは重要である。激動するパリの議会やクラブから発信された「革命」は、地方に住む人々の生活をどの面で変え、あるいは変えなかったのか。変えたとすれば、なぜこの「フランス革命」という現象は、それだけの力をパリから離れた、ある一地方において発揮しえたのだろうか。筆者にとって、革命期の地方史を検討対象とすることの意義は、まさにこうした問題意識にある。そして、地方が中央政府の動向に対し、いかに反応したのかということの検討は、一連のこうした問題を考察していく場合の基本的な出発点となる。

革命期、中央政府に対する各地方の反応は実に様々である。いわゆるフェデラリズム反乱を起こした地方は、これまでも多くの研究者の興味を惹いている。そして、こうした中央の革命に対して地方がとった対立的な立場には、その地方が有す社会的・経済的ある場合には政治的な「地域性」が、重要な要因として働いている⁽⁴³⁾。しか

しこの「地域性」は、こうした対立的状況に関してだけではなく、ルアン民衆協会が示したような従順な反応の検討においても当然重要視されなければならない。中央集権化を志向するフランス革命においては、むしろこうした現象こそが問題視され「地域性」との関連が論じられる必要があるのではないか。一見すると素直に革命を支持し、一夜にして王国の住民から共和国の国民へと変わることを受け入れ、百数十キロ離れたパリの議会の議員たちと「祖国の危機」という感情を完璧に共有したかに見える人々の背後には、実際は「地域性」から発する様々な洞察・思惑が絡み合っていたのではないだろうか。

ところが、これまでのパンゲやマゾリックらの研究を見ても、ルアンやルアン周辺の動向を検討する際に、この最も重要視すべき「地域性」の観点が抜け落ちていると言わざるをえない。彼らルアンの革命史を扱ってきた歴史家は、ルアンにおける革命の進行や幾多の事件などを解釈する際、多くの場合中央の議会におけるモンターニュ派、ジロンド派、王党派、穏健派、テルミドール派といった「政治党派」あるいはその抗争の論理をそのまま持ち込んで説明を行ってきた⁽⁴⁾。もちろん、こうした研

究の必要性を筆者は完全に否定するものではない。ルアンの中に、政治的な理想から発する多様な主張や、純粹な革命への情熱が存在し、その点での対立があったことも否定できないからである。しかし、革命を通して、民衆協会のみならず、ルアン市やディストリクト、最も穩健的とされる県当局でさえ、めまぐるしくその方向性を変える政府に対し、表だって対立することは結局のところ皆無である。政治的スタンスの違い、あるいは内部矛盾を抱えつつも、一貫して中央政府に従うというルアン民衆協会に代表されるこの特質は、国民議会やジャコバン・クラブと連動した党派の論理では説明がつかない。十日前まで「愛国者」として賞賛されていた協会員が「専制者」として非難される様を、単純に「テルミドール派の勝利」としては説明できないし、共和国誕生への賞賛や国王裁判の肯定、そしてジロンド派追放への苦渋に満ちた祝辞を、単に「モンターニュ派の勝利」と位置づけることもできないのである。こうした党派の名前は、少なくとも地方においては、政治的スタンスの違いを描く際便宜的に使用する以外、その有効性を発揮することはないばかりか、ある場合にはバランスを欠いた解釈を

生み出すことになりかねない。

革命という大きな事象に対する地方住民のコミットメントの仕方は、その地方が、場合によってはアンシャン・レジーム期から抱える「地域性」が強く作用したものであるはずだ。ではルアンとその周辺地域の人々は、なぜパリ・中央政府に対し一貫して従ってきたのか。六月の論争の際、「断絶」に賛成した中心メンバーコードゥロンは、「協会はジャコバンによる庇護を求めているように見える」と発言した。「庇護」とは何か。あるいは「断絶」に反対したロベールが口にした国民公会からの「恩恵」とは何であったのか。協会員はなぜ政府に対し、「慎重に」「用心深」く行動する必要があったのか。たとえば、同じノルマンディの中心都市カンでは、一時的にせよ、すべての機関が一致してパリと対峙したことを考えると、ルアンとルアン民衆協会が見せた行動原理は、中央の党派抗争とは別の論理で、まさにこの地域が有した「地域性」との関連で検討していく必要があると考⁽⁴⁵⁾える。

(1) J. Boutier, P. Boutry et S. Bonin, *Atlas de la Révolu-*

tion française 6. Les sociétés politiques, EHESS, Paris, 1992. 特^U pp. 9-15, et pp. 123-132.

(2) C. Brinton, *The Jacobins: An Essay in New History*, Cambridge U. P., 1930.; L. De Cardenal, *La Province pendant la Révolution. Histoire des clubs jacobins (1789-1795)*, Paris, 1929.

(3) M. L. Kennedy, *The Jacobin Clubs in the French Revolution, The First Years*, Princeton U. P., 1982.; id., *The Jacobin Clubs in the French Revolution, The Middle Years*, Princeton U. P., 1988.

(4) 民衆協会研究史を概観した最も身近な紹介は、竹中幸史、「政治的ソシマビリティとジャコバンクラブとその傘下の結社」、『桃山歴史・地理』二十九号、平成七年四月。また同、「フランス革命期ルーアンの民衆協会」、『史林』八〇巻四号、一九九七年七月(以下「ルーアンの民衆協会」)特^U pp. 1-6.

(5) まとまった大きな成果はないが、彼の研究テーマは多岐に及ぶ。彼の最近の主張に関しては、たとえば次の文献参照。C. Mazauric, "Political clubs and sociability in Revolutionary France", in *The United Irishmen Republicanism, Radicalism and Rebellion*, Dublin, 1993., pp. 16-32.

(6) ハンゲの基本的なスタンスについては、D. Pingüé "L'implantation des sociétés populaires en Haute-Normandie, 1790-1795.", *Annales historiques de la Révo-*

lution française, no. 266, 1986, pp. 399-421. #た' id., "Un jacobinisme de masse: les sociétés populaires en Haute-Normandie 1793-1795", *Annales de Normandie* (以下 A. N.), 1989, pp. 154-176.

(7) D. Pingué "L'implantation...", *op. cit.*, pp. 412-414.

(8) D. Pingué, "L'implantation...", *op. cit.*; *id.*, "Les jacobins Haute-Normands face à la crise Fédéraliste", dans *Révolution et Mouvements révolutionnaires en Normandie*, Le Havre, 1990, pp. 321-328.

(9) バンゲ自身「民衆協会の「イデオロギー」「活動」の具体的な分析の必要性を明示している。D. Pingué "Jacobins et Jacobinisme en Normandie orientale 1789-1799", *mémoire de DEA*, Université de Paris I, 1986, p. 59.

(10) D. Pingué "L'implantation...", *op. cit.*, p. 414.

(11) ルアン民衆協会に関して「これまでの研究を大きく補う論考がある。竹中幸史、「ルーアンの民衆協会」前掲。協会の形態や具体的な活動についてはこの論文を参照。特に氏は「民衆協会と市当局との関係の推移からルアンにおける恐怖政治化を描いている。市政が「モンターニュ派」指導下に置かれる過程を検討する場合、市議会との関係は重要な要素であり、しかも従来の研究史に欠けていた視点である。ただ本稿での筆者の対象は、むしろ民衆協会そのものの政治的特質である。「モンターニュ派」に支配されていく市政を見る一方で、その源泉と考えられる民衆

協会変質の実態もまた重要と考えたからである。

(12) "Délibérations de la Société populaire de Rouen", Archives départementales de la Seine-Maritime (以下 "Délibérations de S. P. R.", A. D. S. M.), Série L5690-5702 (19, 10, 1790, -23, 09, 1794.) 以下特ビ一七九三年三月から六月に關してはSérie L5695. またこの議事録はその要約・抜粋が「ルアン新聞」その他の史料・著作の補充を経て刊行されている。E. Chardon, *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire de Rouen*, Rouen, 1909. ただこの資料はかなりの箇所を削ぐたり誤った記述も見られる。このため本論では、識字の困難を承知の上で、全体としては一次史料を用いる。

(13) カンを中心にしたフェデラリスム反乱について J. Grall, "Fédéralisme; Eure et Calvados", *Bull. de la Société des antiquaires de Normandie*, t. 55, 1959-60, pp. 133-153. 特にオート・ノルマンディ地方の動向については D. Pingué "Les Jacobins Haute-Normands...", *op. cit.*

(14) パリのニュースは半日か一日、遅くとも二日後にはルアンに伝わるが、ジロンド派逮捕が決定した討議が終了したのは六月二日の午後十時であるから、この時点の民衆協会は、このニュースをまだ知らないと考えられる。この日の協会の会議は、夜七時に始まり、十時に閉会している。

(15) 議事録上の名称としては、民衆協会の会議の形態は四種類ほど確認できるが、ここで問題となるのは、特別会議 (*séance particulière*) と、公開会議 (*séance publique*)

- である。原則として、特別会議はメンバー全員にその開催日時や、場合によっては議題についても知らされたが、一般市民の傍聴は認められない。公開会議は、開催日時が市庁舎や教会の前、広場などに掲示され、一般市民も傍聴することを許された。しかし、これらはあくまで原則であり、メンバー全員にその開催が知らされずに特別会議が開かれる場合や、特別会議であっても一般市民の傍聴が確認される場合も見られる。他に E. Chardon, *op. cit.*, pp. 18-19.; 竹中幸史、「ルーアンの民衆協会」, p. 21. 注。
- (16) 「混乱」とは、主に四月以降のジロンド派對モンターニュ派の抗争全般を指すのだろうが、この時の協会員の心に最も強く印象づけられていたのは、五月三十一日の公会の包囲と、三十一名のジロンド派議員逮捕要求であろう。
- (17) F. Clerembay, *La Terreur à Rouen 1793-1794-1795*, Rouen, 1901 (réédité 1994), p. 154.
- (18) *ibid.*, pp. 154-158.
- (19) *ibid.*, p. 159.
- (20) シャルドンは「特別会議において」と述べるがこれは明らかな誤り。E. Chardon, *op. cit.*, pp. 125-126.
- (21) E. Chardon, *ibid.*, p. 346. 議長選挙など民衆協会の諸規定に関する『*op. cit.*』, pp. 9-29.
- (22) 例えば R. Pairy, *Une ville de province. Caen, pendant la Révolution de 1789*, Condé-sur-Noireau, 1983, 特別 pp. 381-386.
- (23) こゝは県行政官ブーザンが、一七九四年一月三十一日県議会でピニョン兄の言葉として紹介した箇所であり、協会議事録には記載がない。F. Clerembay, *op. cit.*, pp. 159-160.
- (24) 書簡を書簡部に送り、作業委員会や通信委員会で返信を作成する場合はその書簡に対し同調する姿勢を持ち、逆に批判的な場合は「返答しない」場合が多い。
- (25) 十四、十五日の議事録は存在せず、ここは十六日の議事録、十三日の抹消部分と議事録欄外の「六月十四日の会議の名において抹消する」という走り書きを根拠とした。
- (26) この日だけでなく二十四日の議事録からも、「断絶」派の書簡がジャコバン・クラブに送付されたことが推測できる。
- (27) この点に関して竹中氏も次のように述べる。「ジロンド派は、またも独自に特別会議を開きバリのクラブとの絶交を決定した。」竹中幸史、「ルーアンの民衆協会」, p. 18.
- (28) 八月七日に新たに議長に選ばれたのはルフェーヴルで、ランベールは七月七日から八月六日までの議長だが、この日議長として紹介されるのはランベールである。『*Délibérations de S. P. R.*』, A. D. S. M., Série I.5693.; E. Chardon, *op. cit.*, p. 346.
- (29) E. Chardon, *ibid.*, p. 74. この時期の協会議事録は県文書館に存在せず、こゝはシャルドンを引用する『ルアン新聞』に依った。
- (30) E. Chardon, *ibid.*, p. 73. また G. Dubois, "Les intrigues contre-révolutionnaires à Rouen de juin à

- août 1792 et le projet d'évasion de Louis XVI", A. H. R. F., 1937, t. 4. 特に pp. 488-495. ヌェホフは敬慕を表明した請願書が七月二十九日の会議で破棄されたことを重視し、協会は国王への敬意を示す県当局とは対局に位置すると結論している。しかし、この破棄は傍聴していた「聴衆」からの圧力にも原因があり、直後に議長が以降の討議を全面的に禁じるなど、これだけで協会としての態度を判断することはできな。ここでは、この請願書に多くの協会員が署名を行ったというシャルドンの記述を根拠とした。
- (31) 柴田三千雄、『パリのフランス革命』、東京大学出版会、一九八八年。p. 238.
- (32) C. Mazauric, "A propos de la manifestation de la Rougemare (11-12 janvier 1793). Royalistes, modérés et Jacobins à Rouen du 10 août 1792 au printemps 1793", *Cahiers Léopold Delisle*, 1966, pp. 43-76.; E. Gosse-lin, *Journal des principaux épisodes de l'époque révolutionnaire à Rouen et dans les environs, de 1789 à 1795*, Rouen, 1867. 特に pp. 111-127. これは、弁護士オーモンが、国民公会宛にルイを擁護する請願書を作成し、自宅前のルージュマール広場で行った署名運動に端を発する事件。民衆協会はこの運動に参加した人々の調査と告発を行う。
- (33) "Délibérations de S. P. R.", A. D. S. M., Série L5694.
- (34) *ibid.*
- (35) 竹中幸史、「ルーアンの民衆協会」, pp. 22-26 一七九四年三月、四月のダントン・エネール派蕭正に対してても情熱的な賞賛を送っている。代議制を根拠に反対を試みた一七九三年六月とは大きく違いがある。
- (36) 一七九四年五月三十一日に提案された、協会の最後の「資格再審査」では、その結果報告の遅延に対し協会員が「発表の時まで」恐怖のうちに過ぎかねばならない」と述べるなど、一定の緊迫感も感じられる。しかし、審査の結果除籍処分を受けたのは三人だけで、残り協会員として承認を受けるか、資格を「延期」されただけである。
- "Délibérations de S. P. R.", A. D. S. M., Série L5701.
- (37) 「元貴族」ロベール・ドゥ・サン・ヴィクトールは、一七九二年一月十日に入会し、一七九四年九月七日に退会している。彼は「亡命者の父親」という理由で一七九三年十月二十六日に逮捕されるが、協会は彼の救出措置を講ずることや決めず。"Délibérations de S. P. R.", A. D. S. M., Série L5696.; A. Desjardins, "Le personnel de la société populaire de Rouen (1790-1'an II)", *mémoire de maîtrise*, Université de Rouen, 1992. 巻末統計資料。この論文に引く D. Pingué "Etendue et limites de la politisation jacobine", A. N., no. 46, 1996. 特に pp. 63-66 に簡単な紹介がある。
- (38) 協会が行った特に告発・逮捕などの監視活動と市民証明書発行の審査を指して、竹中氏は協会が「行政機関に変化」したとする。この結果協会は公的な性格を強め、多様な意見を排除する必要があると、六月の論争で見られたような自由な「議論」が消滅したと述べる。竹中幸史、「ル

ーアンの民衆協会」 pp. 27-31.

(39) G. Fleury, "Les suspects à Rouen en l'an II, analyse du statut socio-culturel de 1578 personnes déclarées suspects", dans *A travers la Haute-Normandie en Révolution 1789-1800*, Rouen, 1992, p. 54.

(40) 確かに一七九四年五月十三日未明の大規模な市内一斉捜索と一七四名の逮捕は、この時期の「恐怖」を代表する出来事であろう。しかし、同時にこの捜索には、それまでの曖昧な調査・告発に対する中央当局からの圧力が背景にあることも忘れてはならない。F. Clément, *op. cit.*, pp. 372-381; E. Gosselin, *op. cit.*, p. 179; H. Fouquet, *Histoire civile, politique et commerciale de Rouen*, Rouen, 1876, pp. 738-739.

(41) "Délibérations de S. P. R.", A. D. S. M., Série L5702.

(42) 構成員が変化したのではないかと疑問はあろう。しかし、幾度かの「肅清」を経た後の一七九四年七月二十九日の段階での協会員二二〇名あまりが、テルミッドール反動を「全員一致で」支持し、しかもこのうち一〇一名が一七九三年六月の論争以前から在籍している。さらにこの中で、ボレ、ラミーヌ、カレ、ティエリ、ウドゥリーヌ、ケスネル、ユベール、イヴェルネ、カルチエ、プチ、ランペール、ブリュテル、ゴドゥバン、ルフェーヴル・シニョール、ル・クトゥール、ドゥニーズ、ブルモンチエ、ブランシュ、リュバレなどの議長職経験者や中心メンバーの多くがジロンド派追放以前から在籍し、テルミッドール反動を迎

えよう。A. Desjardins, *op. cit.* 卷末統計資料。

(43) J. Lehuillier, *Le Calvados dans la Révolution, l'esprit public d'un département*, Condé-sur-Noire, 1990. 彼がカルヴァドス県がフェイヤリスム反乱を起した背景を探り、その要因をアンシャン・レジーム期からのこの地域の政治的な立場と、聖職者民事法に始まるこの地域の宗教的特質、また一七九三年以降の食糧問題などの中に見ている。

(44) 中央と地方の政治動向の間に直接的で単純な、一対一の対応関係が想定されている場合さえ見られる。たとえばマソリックによれば、ルアンではバリのバステューヌ襲撃に呼応して革命行動が起き、またパリよりも早く革命の急進化が起ると云々。C. Mazauric, *Sur la Révolution française, Contributions à l'histoire de la Révolution bourgeoise*, Paris, 1988, p. 146; id., "Rouen et la Révolution (1789-1799)", *Histoire de Rouen* (sous la direction de M. Mollat), Toulouse, 1979, p. 286.

(45) この地域にとって、アンシャン・レジーム期から、特にパリとの関係上非常に重要な問題であった穀物供給に焦点をあてた別稿を準備中である。

一九九八年五月一三日 受稿
一九九八年六月一日 受理
〔一橋大学大学院博士課程〕